

緑化・環境 CPD プログラム認定委員会 運営規則

平成 20 年 9 月 20 日 制定

(総則)

第1条 この規則は、緑化・環境 CPD 協議会会則第8条の定めにより、緑化・環境 CPD プログラム認定委員会の運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 緑化・環境 CPD プログラム認定委員会(以下、認定委員会という)は、緑化・環境 CPD に係わる継続教育プログラムとして申請された研修等の実施計画・内容等を精査し、緑化・環境 CPD プログラムとしての可否等について審議することを目的とする。

(業務)

第3条 認定委員会は、緑化・環境 CPD プログラムとして申請されたプログラムの評価、認定等を行う。

- 一. 継続教育に関する緑化・環境 CPD プログラムの評価
- 二. 継続教育に関する緑化・環境 CPD プログラムの認定
- 三. その他緑化・環境 CPD プログラムに関する事項

2 認定委員会は、緑化・環境 CPD 会員等継続教育を行おうとする緑化・環境系技術者に対し、緑化・環境 CPD 協会が認定する緑化・環境 CPD プログラムとして保証しなければならない。

(組織)

第4条 認定委員会の委員長は緑化・環境 CPD 協議会(以下、協議会という)会長が兼任し、委員は、協議会に加入する学会等の会長経験者、もしくは加入学会等が推薦するこれに準ずる学識経験者の中から、協議会会長が委嘱する。

- 2 認定委員会は、委員長が召集するものとし、随時開催するものとする。
- 3 認定委員会には、委員長の指名により、副委員長、幹事およびオブザーバーを置くことができる。
- 4 認定委員会の委員長および委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(評価・認定方法)

第5条 委員会は、緑化・環境 CPD 検討部会の議を経た継続教育プログラムの評価・認定を行う。

(規則の変更)

第6条 本規則に定めない事項及び疑義を生じた事項については委員会において審議し、協議会理事会に報告する。

付 則 この規則は、制定した日から施行する。